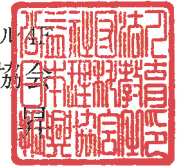


令和7年8月29日

都道府県議会議長 様
市区町村議会議長 様

千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル4F
公益社団法人 日本理科教育振興協会
会 長 大 久 保



令和8年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

理科教育においては〔観察・実験〕がすべての基本であり、〔観察・実験〕重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

学習指導要領の中においても小中高共に「環境整備に十分配慮すること」という一文があります。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、私どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、13年連続で、**小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。**

積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。つきましては、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- 令和8年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします。
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取組みをお願いします。】
- 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします。
- 理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の整備と拡充に対してもご指導ください。
- 小学校の理科実験支援員（PASEO）補助金予算の活用をお願いします。

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょう。理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室で授業ができていますでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

（別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください。）

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。



本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル 4F
TEL：03-3294-0715 E-mail：info@japse.or.jp

令和7年/10月21日

岩見沢市議会

議長 峯 泰 教 様

提出者

〒068-0825

岩見沢市日の出町 507 番地

一般社団法人 北海道猟友会

岩見沢支部長 中 路 正

TEL 0126-24-1111



有害鳥獣駆除を行う担い手の持続的確保対策を求める意見書

このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたしますので、市議会において採択
いただき関係機関に進達くださいますようお願いいたします。



有害鳥獣駆除を行う担い手の持続的確保対策を求める意見書

北海道における有害鳥獣による農作物の被害額は、農林水産省の平成 22 年度以降の統計データによると、平成 23 年度の約 67 億円をピークに減少傾向となり令和元年度で約 44 億円と最少額を記録したが、その後、増加に転じ令和 5 年度では約 62 億円とピーク時に迫る被害額となっている。

このような状況により営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、数字に現れる以上に農業者へ深刻な影響を及ぼしている。

さらに近年では、熊による人の生活圏への侵入が相次ぎ、住民生活の安全確保が阻害されるとともに、尊い人命が奪われる痛ましい事件も発生する事態となっている。

猟友会では、市町村からの要請に応じて有害鳥獣駆除に従事し、国の「緊急捕獲活動支援事業」や市町村からの捕獲報償などの支援を受け捕獲活動経費へ充てている状況にある。

しかしながら、昨今の物価高騰の影響により、捕獲活動に要する経費、中でも弾薬、ガソリン価格等の高騰、また、捕獲を確認するための手続きが不正防止を目的に年々煩雑化し、報告書類の作成が大きな負担となるとともに経費負担も増大するなど、国及び市町村からの支援で捕獲経費を賄うことが困難となっており、有害鳥獣駆除従事者の負担持ち出しにより実施されているのが実情である。

こうした状況が今後も続けば、有害鳥獣駆除へ「自ら赤字分を補てんしてまで従事することは難しい」との理由により有害鳥獣駆除従事者の確保が困難になっていくものと、憂慮しているところである。

市町村へ支援拡充を求めることは、住民ニーズの多様化や物価高騰などの影響により、財政運営は厳しい環境にあるものと推察され、難しいものと考えている。

有害鳥獣による農作物被害防止、生活環境の安全確保は全国的な問題であり、駆除に従事する担い手の持続的な確保対策は喫緊の課題であることから、次の事項について強く要望する。

記

- 1 緊急捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の上限額を拡充すること
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算を確保すること
- 3 有害鳥獣駆除の捕獲確認に伴う報告書類の整備について、負担の軽減を図るなどの検討を行うこと
- 4 有害鳥獣駆除に要する市町村負担に対し、財政支援を拡充すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和7年 月 日

岩見沢市議会 議長 峯 泰 教

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、
北海道知事

市区町村議会議長 殿

一般社団法人 日本教材備品協会
会長 大久保 昇
東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル



学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い

学校教材備品は、児童生徒の関心・意欲や学習理解を深める上で欠かすことのできないものであり、学習指導要領の目標を実現し、確かな学力を育成するためにも安定的かつ計画的な整備が極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を図ることが大きなテーマとして掲げられています。これを実現するためには、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考え、学びを深めることがこれまで以上に重要になるものと存じます。また、1人1台端末の活用が進む中で、教材備品とデジタル教材それぞれの特性を生かし、適切に組み合わせて活用することにより、児童生徒の理解が一層深まるものと考えます。

文部科学省では、義務教育諸学校に必要な教材備品を例示した「教材整備指針」を策定・改訂し、また総務省の協力の下、令和2年度から10年間を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、年間約800億円の地方財政措置が講じられております。さらに本年、保護者等の経済的負担が過重とならないよう配慮する観点から、文部科学省は各自治体に向けて「学校における補助教材及び学用品に係る保護者等の負担軽減について」の通知を発出しました。この通知には、保護者等の負担で購入されていた教材を学校備品として整備する事例が示されるとともに、「教材整備指針」を参考に自治体が必要な教材整備を行えるよう地方財政措置が講じられていることも明記されています。しかしながら、各々の自治体における学校教材備品の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

つきましては、貴自治体におかれまして、管内の学校の整備状況を調査・把握いただき、教材整備計画の策定と実行を一層推進していただきたくお願い申し上げます。その際には、総合教育会議等において首長と教育委員会が十分に協議・調整され、安定的・計画的な整備が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

尚、お送りしました当該リーフレットは、「子どもたちの未来のために計画的な教材整備が必要です。」の表紙のタイトルにありますように、計画的な学校教材備品の整備の実施をお願いする内容となっております。子どもたちの学力向上のため、学校教材備品の整備の参考としていただければ幸いです。また、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。

【本件のお問い合わせ先】

一般社団法人日本教材備品協会 事務局長 宮本 昌樹
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル
Tel.03-5472-7659 e-mail: jema@chive.ocn.ne.jp



一般社団法人 日本教材備品協会（JEMA）につきまして

私ども一般社団法人日本教材備品協会（JEMA）は、平成3年に優れた教材教具の研究開発と普及を目指して設立され、平成10年に当時の文部大臣より社団法人の認可を受けた協会です。以後、公益事業に注力し、学校教育用教材備品等に関する普及、活用、開発、調査研究、品質向上等の事業を行うことで我が国の学校教育に寄与してまいりました。

法人制度改革に伴い、平成25年4月に一般社団法人に移行し、引き続き学校教育に寄与することを目的に事業を展開しているところであります。

国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出について

要旨

令和7年度も米の価格の高騰は収まりません、国民の生活を守るため、国に対し国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出をお願いいたします。

理由

令和5年度版防衛白書によると、令和5年度から5年間で必要な防衛費は約43兆円程度と増額され、国内総生産1%から2%を目安とされている。

このように、防衛費は増額している。食糧安全保障の観点から、国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきで、米の価格を統制による費用は、食糧安全保障の見地による防衛費から支出すべきである。

また、令和5年度の食糧、農業、農村白書によれど、自営農業に従事者する基幹的農業従事者は平成12年度240万人から令和5には約116万人まで減少し、うち65歳以上は82万人、基幹的農業従事者の平均年齢68.7歳、10年後の平均年齢は約80歳となり、このままでは日本の農業は消滅します。

以上のとおり陳情いたします。

令和7年11月4日

岩見沢市議会議長 峯 泰教 様

社会の歪を鋭く追及

政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

愛知県安城市百石町2丁目17の6

〒446-0044 ☎ 0566-76-7465



国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情
意見書（案）

趣旨

終戦直後、国立公文書館によると、占領軍は連合軍最高司令官総司令部を創設し、1946年自作農創設特別措置法などによる第二次改革を進めました。

この改革により、戦前の大地主制度は廃止され、自作農を中心とする農村社会が確立されました。

しかし戦後、80年経た自作農中心の農村社会は、高度成長時代を経て若者は農業に従事するより大都市に魅力的な就職先や生活環境を求め、地方から若者は三大都市を目指し、特に東京圏は地方から若者は毎年流出しています。

このような社会状況は今日東京一極集中となって現れています。この結果、特に地方は少子高齢化の波にのみこまれ、地方の地域経済は崩壊しています。

また、日本経済は2年前から、デフレからインフレの経済状態になり、特に食品の価格は高騰し主食である米価も2倍になりました。

それゆえ、国は主食の米の価格を統制し、農業経営の安定を目指す政策を実施すれば、若者が大都市から地方に戻る発端になります。

については、国は主食である米の価格を統制されたい。

記

1. 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める。

令和 年 月 日

議会名

議長名

提出先

内閣官房長官

農林水産大臣

防衛大臣

2025年11月14日

岩見沢市議会

議長 峯 泰教 様

請願者

加齢による難聴のための補聴器購入助成を求める会

代表委員 石崎 良子 

〒068-0001 岩見沢市1条東17丁目45

電話番号 0126-23-8302

代表委員 山口 啓嗣 

〒068-0830 岩見沢市若駒2丁目6-16

電話番号 0126-23-8060

代表委員 宮森 清 

〒068-0853 岩見沢市大和3条6丁目2

電話番号 0126-23-5749

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める請願

請願の趣旨

我が国においては、世界に類を見ない速さで人口減少、少子高齢化が進展しており当市においても2022年現在高齢化率は約37.81%となっており、国立長寿医療研究センターの調査では、高齢者の難聴率は70歳代前半で50%、70歳代後半では70%になっています。

聴力機能は、人々が日常生活を送るにあたり重要な機能であり、加齢によりこの機能が低下することは家族や友人とのコミュニケーションの機会や外出頻度の減少により社会的孤立をもたらすなど日常生活の質の低下が懸念されています。また、国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においては、認知症の危険因子と指摘されています。



加齢性難聴は、加齢によって誰にでも生じる可能性があります、根本的な治療はないものの、補聴器の装着により多くの方に聴覚機能の向上が見られます。高齢者の聴覚機能の維持は、認知症の発症や運動機能の低下等のリスク軽減にもつながり、それにより、将来的な医療費や介護費の軽減につながると考えられます。さらには、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることで、自分らしく活躍できる社会の構築にもつながり、持続可能な地域づくりにも寄与するものと考えられます。

しかしながら、日本における補聴器所有率は欧米諸国と比べて低いのが現状であり、補聴器を使用しない理由の一つに片耳1台10万円から50万円とされる購入費用の負担が挙げられます。現在、国において、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者の内、障害者手帳を所持する両耳平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者を対象とする補装具費支給制度により補助を行っています。しかしながら、身体障害者手帳の交付対象外の高齢性難聴者には補聴器購入の補助制度はありません。全国では469の自治体（2025.7.1現在）が自治体独自の補聴器購入への助成制度をつくっています。

よって、岩見沢市において高齢性難聴者への補聴器購入に対する公的助成制度の創設をお願いいたします。

請願項目	岩見沢市で高齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設すること。
------	-------------------------------------

令和7年11月13日

岩見沢市議会議長
峯 泰教 様

札幌市東区中沼西5条2丁目8-8
自治労と自治労連から国民を守る党
代表 浜田 聡 前参議院議員

事務局長 小澤 正人

北海道支部 女澤 信行

連絡先 090-8902-5165

職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情

<陳情理由>

行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第36条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。

しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります（討議資料3～6頁）。

チェックオフは、行政が公的な給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することにより、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する、法令上認められた便宜供与制度です。しかし、その資金の一部が政治活動や特定政党の支援に用いられている場合には、制度の趣旨を逸脱し、結果として行政の政治的中立性を損なうおそれがあります。

地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。

職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補者を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。

一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。

あわせて、地方公務員法第52条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全な自由であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年、



もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており（討議資料 8～11 頁）、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。

以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては

1. 行政の政治的中立性の確保
2. 地方公務員法第 36 条に基づく政治的行為の制限
3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重

という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧にも確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」（討議資料 12 頁）に記載のとおり、チェックオフを運用するには、

- ① 当該事業場の過半数組合（ない場合は過半数代表者）と行政との間で労使協定（合意文書）を締結すること
 - ② 個々の組合員から組合費支払の委任同意を受けること
- の二条件が必要です。

これらが欠けている場合は「違法状態」と評価される可能性があるため、速やかに確認し、行政の政治的中立性および公金取扱いの適正性の観点から、疑念を生じさせないよう改善を求めます。

<陳情項目>

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。

未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続きの方法を明示してください。

3. 地方公務員法第 36 条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

令和7年11月12日

陳情書

岩見沢市議会

議長 殿

一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

代表 丸山治章

東京都新宿区西新宿 3-3-13 西新宿水間ビル 6階

連絡先（通知書送付先）：

東京都新宿区筑土八幡町 2-17

担当：佐藤マチ子

電話：090-8173-2311

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに
犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

陳情の趣旨：

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情致します。

陳情の理由：

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面しています。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っております。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的



な行動を強めています。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言 2018、5 学会共同声明」を表明していますが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっています。



公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約 16,500 人もの人が移植を希望し登録しているのですが、臓器提供は年間で約 100 件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっています。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023 年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023 年 3 月末時点で 543 人です。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO 法人の理事が実刑判決を受けました。

さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されています。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望しましたが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否しました。この対応を不服とした患者は、医師法第 19 条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こしました。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになるのです。

これらの状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。参考として意見書案を添付させて頂きました。貴議長殿をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情にご理解頂き、地方自治法第 99 条に基づく意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、
国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書(案)

世界的な臓器不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航が深刻化しており、これらは医療倫理や人権を侵害する大きな問題となっている。

こうした課題に対応するため、国際移植学会（TTS）と国際腎臓学会（ISN）は、2008年4月に「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を採択した。この宣言では、「臓器取引や臓器摘出を目的とした人身取引の禁止」「移植ツーリズムの予防と阻止」などを各国政府や医療機関に求めている。さらに日本移植学会を含む国内の複数学会は、2022年に「イスタンブール宣言 2018」に基づく共同声明を発表し、移植の透明性と倫理性の確保を強調した。

現在、国内で臓器移植を希望する約1万6,500人に対し、臓器提供は年間約100件に過ぎず、ドナー不足が課題となっている。この現状を受け、海外で臓器移植を求める渡航者は後を絶たず、2023年3月時点で国内医療機関に通院している渡航移植患者が543人に達している。しかしながら、出所不明な臓器を用いた移植には重大なリスクが伴い、術後に患者が死亡する事例や、帰国後に診療拒否を受けるケースもある。また、医療機関が診療を行う場合でも訴訟リスクを抱えることになり、渡航移植に関わる問題の複雑化が進んでいる。さらに、多くの患者が知らずに違法な臓器取引に巻き込まれる状況は、一層の対策が求められている。

現在、日本には渡航移植を制限する法律が存在せず、臓器提供の透明性を確保する登録制度も未整備である。これにより、移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっている。

よって**議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐため、環境整備に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

〇〇〇〇 議会議長
〇〇〇〇

宛先：

衆議院議長	〇〇	〇〇	様
参議院議長	〇〇	〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	様
総務大臣	〇〇	〇〇	様
外務大臣	〇〇	〇〇	様
厚生大臣	〇〇	〇〇	様

2025年11月25日

岩見沢市議会

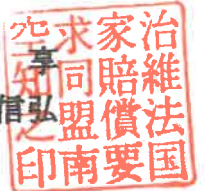
議長 峯 泰教 様

岩見沢市日の出立6-2-1-601

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

南空知支部 支部長 藪田

同 事務局長 千石信弘



治安維持法犠牲者国家賠償法制定を求める意見書採択の要請について

今年は敗戦80年、同時に、治安維持法施行百年の年です。8月6日、9日「広島、長崎を繰り返すな」のアピールを被爆地から世界に発信しました。

8月のお盆、テレビ数社は、治安維持法百年―「弾圧された若い女性たち」(高知、京都)、北海道・旭川師範学校の「図画事件―絵を描いて捕まった男たち」を特集。治安維持法で検挙・投獄された女性と若者達が、特高警察の「法の暴力」「弾圧」に屈せず、生き抜いた実相を放映しました。

治安維持法は1925年(大正14年)5月、「国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し、加入したる者」を罰するとして施行され、終戦までの20年間、猛威をふるいました。

治安維持法によって、戦争に反対し平和と主権を求める数十万の国民が特高警察の激しい弾圧で拘束・罰せられ、500名をこえる人々が拷問の犠牲になりました。

「蟹工船」の作家・小林多喜二、新十津川村長の息子・西田信春、長沼・栗山・南幌の開拓に献身した野呂市太郎の息子・経済学者野呂栄太郎も治安維持法で検挙・投獄され、若い命が奪われました。

戦前、日本は領土拡大と侵略戦争でアジア・太平洋地域での2千万を上回る犠牲者をつくり出しましたが、治安維持法で一切の戦争批判を弾圧したからです。

私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は1968年、「ふたたび戦争と暗黒政治を許すな」をかかげて結成され、治安維持法の犠牲者に謝罪し、賠償を行うことを求めて、地方議会で「意見書」採択の運動を粘り強く取り組んできました。

南空知では、夕張市、三笠市、美唄市、栗山町、由仁町、南幌町、長沼町、月形町で「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書」が採択されています。

私たちは、長沼で「野呂栄太郎碑前祭」を毎年開催してきましたが、岩見沢市長はじめ各市町長から「激励のメッセージ」が寄せられています。

治安維持法施行百年の今年、岩見沢市議会から「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」を採択され、国会及び政府に提出されますことをここに要請いたします。



「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書

治安維持法犠牲者は、平和を願い人権尊重と主権在民を唱え、戦争に反対したために逮捕され、拷問による虐殺・獄死という多大な犠牲を受けた。

治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間、作家小林多喜二（※）をはじめ、学者・宗教者・文化人など、逮捕者は数十万人、送検された人75,681人、虐殺された人93人、拷問・虐殺などによる獄死1,600人余り、実計5,162人にのぼる（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟）調べ。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止された。この法律によって処罰された人々は無罪とされたが、政府は謝罪も賠償もしていない。

ドイツでは、連邦補償法でナチス犠牲者に謝罪し倍償している。イタリアでも、国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給している。アメリカ・カナダでは、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対して、1988年、市民的自由法を制定し、2万ドルないし2万1千ドル（約250万円）を支払い、犠牲者に年金を支給している。

1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘され、補償を求めている。

また、現在多くの地方議会において、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書が採択されている。

以上のような国内外の動きは、治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の必要性・正当性を証明している。

よって、国会及び政府においては、同じ過ちを繰り返さない立場から、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に対して一日も早く謝罪と賠償を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年（2025年） 月 日

岩見沢市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）

岩見沢市議会議長 峯 泰教 様

要 望 書

「令和8年度税制改正に関する要望」

岩 見 沢 商 工 会 議 所



中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制支援を！

2025年11月26日
岩見沢地商工会議所
会頭 松浦 淳一
日本商工会議所

わが国が経済の好循環を実現する好機を迎える一方、多くの中小企業は最低賃金の大幅な引上げや円安によるコスト上昇、人手不足など厳しい状況に直面。

中小企業が持続的な賃上げに取り組むことができるよう、中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた強力な後押しが必要不可欠。

なお、税收減や歳出増の代替財源確保策としての中小企業への課税強化は、中小企業の賃上げや投資の取り組みを大いに減退させることから、断固反対。

1. 中小企業の円滑な事業承継

事業承継税制の特例措置は、中小企業の円滑な事業承継や事業承継を契機とした生産性向上に貢献してきたが、計画提出期限が今年度末に迫り、2026年4月以降、事業承継が大いに停滞する懸念がある。もとより中小企業の事業承継は持続的な課題であり、期限を設けるべきではないことから、特例措置は恒久化すべき。

➤ 事業承継税制の特例措置の恒久化を

(一般措置の対象株式制限(2/3)の撤廃、猶予割合の100 %への引上げ等)

➤ すぐに実現が難しい場合は、特例承継計画の提出期限を最大限延長すること (2027年12月末まで1年9か月)

2. 消費税インボイス制度の見直し

消費税インボイス制度は、中小企業の事務負担・税負担の増加に加え、地域を支える免税事業者の取引排除を招き、地域と中小・小規模事業者を疲弊させている。

➤ インボイス制度は廃止の声が強いため、「区分記載請求書等保存方式」に戻すべき

➤ 廃止実現までの間、少なくとも以下の負担軽減措置を延長すること

- ・免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置(8割控除の特例)
- ・免税事業者が課税転換した際の負担軽減措置(2割特例)

3. 中小企業の研究開発投資の後押し

中小企業の「稼ぐ力」を生み出す研究開発投資への強力な後押しが必要不可欠。

➤ 研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充を

(繰越控除措置の復活、控除率・控除上限の引上げ、中堅企業向け税制の創設等)

4. 中小企業の事務負担軽減、IT化促進

深刻な人手不足に苦しむ中小企業の生産性向上に向けた税制措置が不可欠。

➤ 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・本則化を

(1点30万円未満、年間合計300万円以下とする金額基準の引上げ)

➤ IT機器やソフトウェアを対象に、全額即時償却を認める“IT導入枠”の創設を

岩見沢市議会議長 峯 泰教 様

要 望 書

「令和 8 年度予算に向けた要望」

岩 見 沢 商 工 会 議 所



岩見沢市議会議員 峯 泰教 様

岩見沢商工会議所 会頭 松浦 淳



令和8年度予算に向けた要望書

岩見沢市におかれましては、市民生活の質の向上と地域経済の活性化に邁進されておられますことに心より厚く御礼申し上げます。

また、岩見沢商工会議所の活動に特段のご支援とご配慮を賜り重ねて感謝申し上げます。

さて、物価高の影響や人手不足等により、依然厳しい状況が続き、岩見沢市においても、今後ますます厳しい財政状況が見込まれる中にありながら、将来世代が希望を持って暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けた令和8年度予算編成作業を取り進められていることと思います。

つきましては、たいへん厳しい財政状況とは存じますが、岩見沢市の発展と魅力向上を願ひ、令和8年度に向け、次のとおり、ご要望させていただきますので、格段のご配慮を賜りますよう切にお願い申し上げます。

記

1. プレミアム付建設券事業の予算確保

平成27年度の制度創設以来、11年間総額で、発行額78億円、プレミアム額10億円のご支援をいただいたことにより、1万2千人を超える市民が利用し、工事費132億円、経済波及効果245億円といった大きな経済効果をもたらすことができました。

引き続き、継続に向けた予算額の確保についてお願いいたします。

2. プレミアム付商品券の発行による市民生活支援と地域経済活性化

あらゆる物価が記録的な水準で高騰していることにより、市民の家計は強く圧迫され、事業者は経費増大を価格に転嫁できず、さらに売上の減少という極めて厳しい経営状況に直面しています。市民の生活不安解消と冷え込む地域経済を活性化させるため、「プレミアム付商品券」の発行をお願いいたします。

3. 商工会議所運営費補助金額の維持確保

北海道の商工会議所運営費補助金が、基準となる事業所数の減少に伴い、補助金の先行きが不透明なことから、会議所の健全運営の維持が危惧されるところであります。岩見沢市からの運営補助金については、今後の会議所の維持存続において、貴重な補助金でありますことから、引き続き補助金額の維持についてお願いいたします。

4. 外国人の安心した生活への支援

労働力不足から外国人労働者が増加している中、岩見沢市と当会議所の協働により、岩見沢市で暮らす外国人及び雇用事業者、市民が安心して暮らせるよう、日本語学習支援養成講座の開催や、緊急時の110番・119番多言語版チラシ周知等を進めています。今後におきましては、災害対応やごみの捨て方など日常生活支援に向けた講習会や簡単なチラシ等の周知等、日本語学習支援ボランティアの養成、インバウンド対応など、外国人との共生社会実現に向けた取組みの推進をお願いいたします。

5. 新商工会議所会館建設への支援

念願の新会館建設に向け、国の補助金確保などをはじめ、引き続きのご支援をお願いいたします。また、まちなかの経済拠点としての機能向上に向け、新会館に市の一部機能等も入居いただくことをご検討くださいますようお願いいたします。

令和7年11月26日

岩見沢市議会議長
峯 泰 教 殿

公益社団法人岩見沢地方法人会
会長 武 藏 輝 彦



令和8年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

本会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年 11月28日

岩見沢市議会

議長 峯 泰 教 様

提出者

〒 068-0058

岩見沢市桜木1条1丁目1

岩見沢市農民協議会

委員長 大串 貴志

Tel 0126-25-3464



「食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書」について

このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたしますので、市議会で決議され
関係機関に進達下さいますようお願い申し上げます。



食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

国内農業を取り巻く環境はさらに厳しさを増している。依然続く世界情勢の不安定さや円安などによる為替変動により、輸入に頼る生産資材価格は上昇を続けていることから、農業経営の厳しい環境から抜け出すことが出来ないでいる。また、近年の異常気象は、猛暑と干ばつそして集中豪雨と極端な現象を招き、各地において甚大な被害をもたらし、加えて熊の出没が相次ぐなど人命はもとより農畜産物への被害など営農や日常生活に大きな影響を及ぼしている。

一方、日本政府は世界貿易機関（WTO）協定に違反するのではと危惧されている米国との相互関税を、協議を重ねて受け入れた。農業分野ではMA米の枠内で米国産米を75%に拡大、大豆・トウモロコシの追加購入など国内生産への影響が危惧されるなか、さらに、CPTTP（多国間自由貿易協定）による大型貿易協定を次々発効するなど、農産物関税等をめぐっては更なる影響が懸念される。

こうしたなか、政府は昨年6月の「食料・農業・農村基本法」の改正に基づき、本年4月に新たな基本計画を策定した。激動する国際情勢や人口減少など国内状況の変化などにあっても、平時からの食料安全保障を確立する観点などから、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとした。高市首相も所信表明にて、地域を活性化し、食料安全保障を確保するため農林水産業の振興が重要であるとし、「農業構造転換集中対策期間」において別枠予算の確保をすることとした。

このため、改正基本法の理念に基づき、国内農業生産の増大を図り、将来にわたり安定供給できる生産基盤の強化と、所得政策の確立などの具体的政策と予算拡充が急務であり、ついては、持続可能な食料・農業・農村政策の確立に向け、下記の事項を要望いたします。

記

1. 食料安全保障確保の観点から、食料・農業・農村政策実現に向け、国内自給を基本とした安定生産のための、生産体制の確立及び農業基盤の強化など経営安定に資する農業政策と十分な予算の確保と拡充の強化を図ること。
2. 米国との相互関税における経済停滞や農業分野への影響回避対策を早急に講じるとともに、CPTTP 協定は今後も国内農業への影響多きことを勘案し、TPP 等関連対策予算の継続的な措置を行うこと。
3. 異常気象に起因すると考えられる病虫害の多発や農産物の収量・品質低下の被害に対し、対策品種や生産資材の開発を早急に進めること。
4. 人命にかかわる熊被害を始め、有害鳥獣による被害が深刻化する中、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と、捕獲体制強化のハンター養成・確保、緩衝地帯等防止策など地域の実情に鑑み対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年12月 1日

岩見沢市議会議員 峯 泰教

(提出先) 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 農林水産大臣 宛